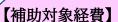
令和5年度 竹富町結婚新生活支援事業

婚姻に伴う新生活を応援するため、結婚新生活に係る 住居費・引越費用を補助します。



- ・住宅の購入費 ・新居のリフォーム費用
- ・賃料、敷金、礼金、共益費、 仲介手数料
 - ・引越費用(引越業者、運送業への支払いにかかる実費)

※R5.4.1~R6.3.31 に支出したものに 限られます。

【補助金額】

1世帯あたり

上限30万円を支給します。 | 夫婦の年齢が 29 歳以下の場合は

上限 60 万円を支給します。

※対象経費の実績に応じて上限30~60万円。

対象世帯

- 1. 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を受理された世帯
- 2. ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- 3. 前年(1月から12月)の夫婦の所得の合計額が500万円未満
- 4. 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、結婚を機に新たに町内に住宅を購入または賃貸した世帯、引越しをした世帯、リフォームをした世帯
- 5. 申請時点で夫婦の一方が町内に居住していること
- 6. 他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと
- 7. 町税等の滞納をしていないこと

申請期間

令和5年8月1日~令和6年3月31日

※予算の上限に達した場合には、受付を締め切る可能性があります。

問い合わせ先

竹富町福祉支援課

子育て・障害福祉係

TEL: 83 - 7415

